

## 「松伏町事業継続支援金 Q & A」

### 【共通】

Q 対象となる事業者とは？

A 資本金 10 億円以上の大企業を除く、町内に事業所を有する法人、町内に住民登録があり、確定申告又は町民税申告されている個人事業主です。

Q 支給対象外となる「松伏町農業者支援給付金」とは？

A 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している「農業者」（法人含む）を対象とした給付金です。「農業者」の方は、松伏町役場環境経済課農政担当（048-991-1853）にお問い合わせください。

Q 申請方法は？

A 郵送のみの受付となります。必要書類を入れ、下記の宛先に郵送してください。※配達記録の残る郵送方法を推奨します

〒343-0192

松伏町松伏2424

松伏町役場 環境経済課 商工担当 行

事業継続支援金申請書類在中

**Q** 申請書類にある「持続化給付金」「中小企業者等緊急支援金」の通知をなくしてしまった場合は？

**A** 「持続化給付金」「中小企業者等緊急支援金」入金通帳から確認させていただきますので、入金を確認できるページの写しを添付してください。加えて、個人事業主の方は身分証明書の写し、法人の方は町内に事業所があることが分かる書類（公共料金の請求書、賃貸借契約書の写し等）を添付して申請してください。

**Q** 売上（営業収入）が20%以上減少しているが「持続化給付金」「中小企業者等緊急支援金」を受給していない場合は？

**A** 別途書類が必要となりますので、松伏町役場環境経済課商工担当（048-991-1854）にお問い合わせください。

**Q** 申請書の記入を間違えた場合はどうすればよいか？

**A** 訂正箇所には二重線を引き、申請印を訂正箇所に押印し、正しい内容を記入してください。

### 【個人事業主の方向け】

Q 松伏町に住み、事業所が町外にある場合は対象となるか？

A 町内に住民登録があり、確定申告又は町民税申告されていれば対象となります。

Q 当支援金は、令和2年確定申告の際どのような扱いになるのか？

A 事業収入（営業収入）となります。

### 【法人の方向け】

Q 本店登記が他市町村にあり、事業所が松伏町内にある場合は対象となるか？

A 松伏町内に事業所があれば対象となります。

申請時に町内に事業所があることが分かる書類（公共料金の請求書、賃貸借契約書の写し等）を添付して申請してください。

### 【創業者の方向け】

Q 今年（令和2年）創業したが対象となるか？

A 国の「持続化給付金」を受給している方は対象となります。

**【雑所得者の方向け】**

**Q** 対象となるか？

**A** 国の「持続化給付金」を受給している方は対象となります。

**【その他】**

**Q** 支援金は先着順か？もらえないことはあるのか？

**A** 交付要件を満たし、期間内に申請されれば交付されます。

**Q** 申請後どのくらいで支給されるのか？

**A** 申請書類の確認・振込先口座の確認のため、入金まで1か月程度を予定しています。